

三瓶重機建設（株）

代表取締役

三瓶 久三 様

福島県知事 内堀 雅雄



一般建設業の許可について（通知）

平成28年 9月23日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許可番号	福島県知事 許可（般－28）第 9810 号
許可の有効期間	平成28年10月20日から平成33年10月19日まで
建設業の種類	土木工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業
	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 9月 19日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)